パリ（経済協力開発機構）	660,000	590,000	554,300	532,100	509,900	443,400	376,900	332,600	288,200	266,000	243,900	221,700
（国際連合教育科学文化機関）	620,000	590,000	554,300	532,100	509,900	443,400	376,900	332,600	288,200	266,000	243,900	221,700
ブリュッセル（欧州連合）	680,000	610,000	567,800	545,000	522,300	454,200	386,100	340,700	295,200	272,500	249,800	227,100

附　則

この政令は、平成二十二年八月一日から施行する。

外務大臣　岡田　克也
内閣総理大臣　菅　**直**人

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年七月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百七十五号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百二十六　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）

附　則

この政令は、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
経済産業大臣　直嶋　正行

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年七月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百七十六号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十六条及び第二十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二視診、問診、触診、打診又は聴診による診察の項中「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表予防接種の項中「八、八〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改める。

別表第二の二視診、問診、触診、打診又は聴診による診察の項中「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表予防接種の項中「二、九〇〇円」を「三、〇五〇円」に、「三、二〇〇円」を「四、五五〇円」に、「八、〇〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「一二、四〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「五、八〇〇円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　菅　**直**人

省　令

○外務省令第八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十八日

外務大臣　岡田　克也

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。